

平成20年3月議会 条例案等の概要

番号	条例名	主な内容																			
9	武雄市後期高齢者医療に関する条例	<p>□後期高齢者医療制度の開始に伴う条例</p> <p>後期高齢者医療制度：医療費の中で高い割合を示す後期高齢者（75歳以上）医療を、制度の独立化と都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設置することにより、高齢者世代内の負担、高齢者と若年者の世代間の負担の公平化及び財政基盤の安定化を図る制度。</p> <p>市で行う事務（法に定める徴収等以外の事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 (2) 保険料の額に係る通知書の引渡し (3) 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付 (4) 保険料の徴収猶予の申請に対する佐賀県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5) 保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6) 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (7) 保険料に関する申告書の提出の受付 (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務 <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>																			
10	武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例	<p>□企業立地重点促進区域の緑地面積率及び環境施設面積率を定める条例</p> <p>面積率を独自に設定し、工場立地用敷地の有効利用を図ることにより企業立地の促進を図ることが目的。</p> <p>適用する区域並びに当該区域の緑地面積率及び環境施設整備率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の範囲</th> <th>緑地面積率</th> <th>環境施設面積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内地区適地</td> <td>15/100以上</td> <td>20/100以上</td> </tr> <tr> <td>袴野工業適地</td> <td>6/100以上</td> <td>8/100以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>	区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率	市内地区適地	15/100以上	20/100以上	袴野工業適地	6/100以上	8/100以上										
区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率																			
市内地区適地	15/100以上	20/100以上																			
袴野工業適地	6/100以上	8/100以上																			
11	武雄市屋外広告物手数料条例	<p>□屋外広告物の手数料に関する条例</p> <p>佐賀県からの権限移譲に伴い新たに手数料を規定 権限移譲される事務・・・屋外広告物の設置等の許可 違反広告物に対する是正指導など</p> <p>許可の際の手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり紙等</td> <td>5/枚</td> </tr> <tr> <td>立看板等</td> <td>210/個</td> </tr> <tr> <td>広告幕等</td> <td>470/枚</td> </tr> <tr> <td>気球広告</td> <td>1,210/個</td> </tr> <tr> <td>電柱、街灯柱等</td> <td>240/枚・個・件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">はり札・看板・立看板等（建植のもの）</td> <td>0.5㎡未満</td> <td>140/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>0.5㎡以上1.0㎡未満</td> <td>230/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>1.0㎡以上2.0㎡未満</td> <td>450/枚・個・件・基</td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額（円）	はり紙等	5/枚	立看板等	210/個	広告幕等	470/枚	気球広告	1,210/個	電柱、街灯柱等	240/枚・個・件	はり札・看板・立看板等（建植のもの）	0.5㎡未満	140/枚・個・件・基	0.5㎡以上1.0㎡未満	230/枚・個・件・基	1.0㎡以上2.0㎡未満	450/枚・個・件・基
種類	金額（円）																				
はり紙等	5/枚																				
立看板等	210/個																				
広告幕等	470/枚																				
気球広告	1,210/個																				
電柱、街灯柱等	240/枚・個・件																				
はり札・看板・立看板等（建植のもの）	0.5㎡未満	140/枚・個・件・基																			
	0.5㎡以上1.0㎡未満	230/枚・個・件・基																			
	1.0㎡以上2.0㎡未満	450/枚・個・件・基																			

		<table border="1"> <tr> <td>2.0㎡以上 5.0㎡未満</td> <td>870/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>5.0㎡以上 10.0㎡未満</td> <td>1,700/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>10㎡以上 20㎡未満</td> <td>3,200/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>20㎡以上 30㎡未満</td> <td>5,500/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>30㎡以上 40㎡未満</td> <td>7,600/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>40㎡以上 50㎡未満</td> <td>9,800/枚・個・件・基</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上については、50㎡を9,800円とし、50㎡に1㎡を増すごとに</td> <td>340/枚・個・件・基</td> </tr> </table> <p>料金については佐賀県屋外広告物条例と同額</p> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>	2.0㎡以上 5.0㎡未満	870/枚・個・件・基	5.0㎡以上 10.0㎡未満	1,700/枚・個・件・基	10㎡以上 20㎡未満	3,200/枚・個・件・基	20㎡以上 30㎡未満	5,500/枚・個・件・基	30㎡以上 40㎡未満	7,600/枚・個・件・基	40㎡以上 50㎡未満	9,800/枚・個・件・基	50㎡以上については、50㎡を9,800円とし、50㎡に1㎡を増すごとに	340/枚・個・件・基
2.0㎡以上 5.0㎡未満	870/枚・個・件・基															
5.0㎡以上 10.0㎡未満	1,700/枚・個・件・基															
10㎡以上 20㎡未満	3,200/枚・個・件・基															
20㎡以上 30㎡未満	5,500/枚・個・件・基															
30㎡以上 40㎡未満	7,600/枚・個・件・基															
40㎡以上 50㎡未満	9,800/枚・個・件・基															
50㎡以上については、50㎡を9,800円とし、50㎡に1㎡を増すごとに	340/枚・個・件・基															
12	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例	<p>□乳幼児の医療費の助成対象を拡充及び条文整備に伴う全部改正条例（追加助成内容）</p> <p>3歳以上満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障がい児の通院医療費の一部負担金の1/2を助成</p> <p>条文整備の内容</p> <p>助成対象の定義について条文整備</p> <p>[現行] 助成対象・・・市内に住所を有する乳幼児 （小学校就学の始期に達するまでの者）</p> <p>[改正案] 助成対象・・・市内に住所を有する乳幼児 （満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）</p> <p>助成対象乳幼児等について年齢により区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号対象者・・・満3歳の誕生日の属する月の末日までの者 ・第2号対象者・・・満3歳の誕生日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 <p>区分に応じ助成内容を条文整備</p> <p>[第1号対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等における保険給付・・・診療報酬明細書ごとに300円を控除した額 ・薬代・・・全額 <p>[第2号対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療・・・全額 ・入院に係る保険給付・・・一部負担金の1/2 ・障がい児の通院医療費の一部負担金の1/2 追加内容 <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>														
13	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>□休息時間の廃止に伴う条例改正</p> <p>【第7条】（休息時間） 削除</p> <p>規則の定める基準（4時間毎に15分）に従い、休息時間を置く。</p> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>														

<p>14 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例</p>		<p>□学校教育法の一部改正及び教育施設の対象の追加に伴う条例改正</p> <p>学校教育法の一部改正に伴う条ずれ</p> <table border="0"> <tr> <td>【第4条】</td> <td>[現行]</td> <td>[改正案]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第52条」</td> <td>「第83条」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第57条」</td> <td>「第91条」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第62条」</td> <td>「第97条」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第68条の2」</td> <td>「第104条」</td> </tr> </table> <p>教育施設の対象を追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[現行]</th> <th>[改正案]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 ・短期大学 ・専修学校 ・各種学校 ・その他特に公務に関する能力の向上に資する課程を置く教育施設として任命権者が認める教育施設 </td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行日 公布の日》</p>	【第4条】	[現行]	[改正案]		「第52条」	「第83条」		「第57条」	「第91条」		「第62条」	「第97条」		「第68条の2」	「第104条」	[現行]	[改正案]	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 ・短期大学 ・専修学校 ・各種学校 ・その他特に公務に関する能力の向上に資する課程を置く教育施設として任命権者が認める教育施設
【第4条】	[現行]	[改正案]																			
	「第52条」	「第83条」																			
	「第57条」	「第91条」																			
	「第62条」	「第97条」																			
	「第68条の2」	「第104条」																			
[現行]	[改正案]																				
<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・大学院 ・外国の大学等 ・短期大学 ・専修学校 ・各種学校 ・その他特に公務に関する能力の向上に資する課程を置く教育施設として任命権者が認める教育施設 																				
<p>15 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例</p>		<p>□特別会計の追加に伴う条例改正</p> <p>追加される特別会計 武雄市後期高齢者医療特別会計・・・後期高齢者医療事業</p> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>																			
<p>16 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>		<p>□国民健康保険法の一部改正に伴う条例改正</p> <p><u>国民健康保険法の改正内容</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の被保険者から後期高齢者が除外 2 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の国民健康保険料の徴収方法が普通徴収と特別徴収に区分 <p>国民健康保険税の特別徴収が実施されることにより集合徴収による徴収は普通徴収による国民健康保険税のみとなる。</p> <table border="0"> <tr> <td>【第2条第3号】</td> <td>[現行]</td> <td>[改正案]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民健康保険税</td> <td>普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税</td> </tr> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>	【第2条第3号】	[現行]	[改正案]		国民健康保険税	普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税													
【第2条第3号】	[現行]	[改正案]																			
	国民健康保険税	普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税																			

17	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>□国民健康保険法の一部改正に伴う条例改正</p> <p>国民健康保険法の改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の被保険者から後期高齢者が除外 2 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の国民健康保険料の徴収方法が普通徴収と特別徴収に区分 <p>前期高齢者の特別徴収についての追加規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収の対象者：65歳以上で老齢等年金受給者である世帯主 ・特別徴収の方法：年金からの天引き <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>									
18	武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例	<p>□学校教育法の一部改正に伴う条項ずれの条文整備</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">【第1条】</td> <td style="width: 33%;">[現行]</td> <td style="width: 33%;">[改正案]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第29条」</td> <td>「第38条」</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第40条」</td> <td>「第49条」</td> </tr> </table> <p>《施行日 公布の日》</p>	【第1条】	[現行]	[改正案]		「第29条」	「第38条」		「第40条」	「第49条」
【第1条】	[現行]	[改正案]									
	「第29条」	「第38条」									
	「第40条」	「第49条」									
19	武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	<p>□学校教育法の一部改正に伴う条項ずれの条文整備</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">【第3条】</td> <td style="width: 33%;">[現行]</td> <td style="width: 33%;">[改正案]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「第22条」</td> <td>「第16条」</td> </tr> </table> <p>《施行日 公布の日》</p>	【第3条】	[現行]	[改正案]		「第22条」	「第16条」			
【第3条】	[現行]	[改正案]									
	「第22条」	「第16条」									
20	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	<p>□老人保健法の一部改正に伴う条例改正</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">【第4条】</td> <td style="width: 33%;">[現行]</td> <td style="width: 33%;">老人保健法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[改正案]</td> <td>高齢者の医療の確保に関する法律</td> </tr> </table> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>	【第4条】	[現行]	老人保健法		[改正案]	高齢者の医療の確保に関する法律			
【第4条】	[現行]	老人保健法									
	[改正案]	高齢者の医療の確保に関する法律									
21	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	<p>□老人保健法の一部改正による条例改正</p> <p>老人保健法における老人保険制度・・・給付事業のみ 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度 ・・・保険料が発生し、社会保険の一つとなる。</p> <p>改正内容</p> <p>【第2条第1号】 社会保険各法に「高齢者の医療の確保に関する法律」を追加</p> <p>【第2条第2号】 保険給付の定義から老人保健法に関する部分を削除</p> <p>《施行日 平成20年4月1日》</p>									

2 2	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>□国民健康保険法及び老人保健法の一部改正による条例改正</p> <p>老人保健法の改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名の改正 「高齢者の医療の確保に関する法律」 2 後期高齢者医療に関する規定が追加 3 老人保健法は給付事業であったのに対し、改正法においては後期高齢者には保険料が発生し、社会保険の一部となる。 <p>国民健康保険法の改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の被保険者から後期高齢者が除外 2 退職者医療制度の廃止 <p>老人保険制度が給付事業から社会保険制度への変更に伴う改正 国民健康保険の一部負担金については、老人保健法の規定による医療を受けていた者を除いていたが、国民健康保険法において適用除外されることとなったので条文を整備 【第5条】ほか</p> <p>退職者医療制度の廃止に伴う改正 【第2条第4号】 被用者保険等保険者を代表する委員 削除</p> <p>《施行日 平成20年4月1日》 《施行日 平成27年4月1日》……第2条第4号を削除する規定のみ</p>
2 3	武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例	<p>□「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行に伴う条例改正</p> <p>【第9条】 追加内容……「企業立地の促進等による産業集積・活性化法」第20条に掲げる固定資産税を免除する。 「企業立地の促進等による産業集積・活性化法」により課税免除を行った場合について減収補填を講じられたため</p> <p>《施行日 公布の日》</p>
2 4	武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例	<p>□奨励措置の追加等に伴う条例改正</p> <p>拡充する奨励措置 設置奨励金 [現行] 償却資産……初年度から2年度まで(助成額:100/100) [改正案] 償却資産……初年度から5年度まで(助成額:100/100) 6年度から10年度まで(助成額:50/100)</p> <p>追加する奨励措置 雇用奨励金……新規雇用従業員×50万円(限度額:2,500万円)</p> <p>【第9条】 追加内容……「租税特別措置法」第12条又は第45条及び「企業立地の促進等による産業集積・活性化法」第20条に掲げる固定資産税を免除する。 「企業立地の促進等による産業集積・活性化法」により課税免除を行った場合について減収補填を講じられたため</p>

		《施行日 規則で定める日》
25	武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例	<input type="checkbox"/> 市営住宅における暴力団排除のための条例改正 【第6条】（入居者の資格） 入居資格に暴力団員の排除規定を追加 【第12条】（同居の承認） 【第13条】（入居の承継） 同居承認及び入居承継の承認要件に暴力団員の排除規定を追加 【第41条】（住宅の明渡請求） 明渡請求事由に暴力団員の排除規定を追加 《施行日 公布の日》
26	武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例	<input type="checkbox"/> 特定公共賃貸住宅における暴力団排除のための条例改正 【第5条】（入居者の資格） 入居資格に暴力団員の排除規定を追加 【第11条】（同居の承認） 【第12条】（入居の承継） 同居承認及び入居承継の承認要件に暴力団員の排除規定を追加 【第29条】（住宅の明渡請求） 明渡請求事由に暴力団員の排除規定を追加 《施行日 公布の日》
27	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	<input type="checkbox"/> 老人保健法の一部改正及び支払請求権の放棄の追加規定のための条例改正 【第2条】 [現行] 老人保健法 [改正案] 高齢者の医療の確保に関する法律 追加規定【第6条】 使用料等の支払請求権で消滅時効が完成したものを放棄することができるよう規定。 <参考> 最高裁判決によると、公立病院の診療に債権の消滅時効は民法第170条第1号により3年に解すべきであるとのこと。 《施行日 公布の日》

28	財産の取得について	<input type="checkbox"/> 保養村の用地取得を行うための議案 <ul style="list-style-type: none"> ・取得する土地の場所：武雄市武雄町大字永島 ・取得する土地の面積：16,675㎡ ・取得価格：131,000,000円 ・取得の相手方：武雄市土地開発公社 																																			
29	市道路線の廃止について	<input type="checkbox"/> 市道路線を廃止するための議案 <p>合併前の市町間を連絡する市道で、旧市町毎に設置されている路線を一旦廃止するもの。 (廃止路線) 14路線 杉岳線、中山牟田線、長谷線、大山路楠峯線、インター東線、インター西線、下古賀線、第2杉岳線(1級)、第2杉岳線(その他)、北方インター馬神線、北方インター東線、岡方線、北国谷～福和線、館～大谷線</p>																																			
30	市道路線の認定について	<input type="checkbox"/> 市道路線を認定するための議案 <p>廃止した路線について、道路管理を一本化するため新たに市道として認定するもの</p> <table border="1" data-bbox="564 1032 1442 1413"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新路線名</th> <th colspan="3">旧路線名</th> </tr> <tr> <th>(旧武雄市)</th> <th>(旧山内町)</th> <th>(旧北方町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉岳中山線</td> <td>杉岳線 中山牟田線</td> <td></td> <td>第2杉岳線(1級) 第2杉岳線(その他)</td> </tr> <tr> <td>インター西線</td> <td>インター西線</td> <td></td> <td>北方インター馬神線</td> </tr> <tr> <td>インター東線</td> <td>インター東線</td> <td></td> <td>北方インター東線</td> </tr> <tr> <td>長谷館線</td> <td>長谷線</td> <td>館～大谷線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>永尾福和線</td> <td>下古賀線</td> <td>北国谷～福和線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡方大山路線</td> <td>大山路楠峯線</td> <td>岡方線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今山馬神線</td> <td></td> <td></td> <td>北方インター馬神線</td> </tr> </tbody> </table>	新路線名	旧路線名			(旧武雄市)	(旧山内町)	(旧北方町)	杉岳中山線	杉岳線 中山牟田線		第2杉岳線(1級) 第2杉岳線(その他)	インター西線	インター西線		北方インター馬神線	インター東線	インター東線		北方インター東線	長谷館線	長谷線	館～大谷線		永尾福和線	下古賀線	北国谷～福和線		岡方大山路線	大山路楠峯線	岡方線		今山馬神線			北方インター馬神線
新路線名	旧路線名																																				
	(旧武雄市)	(旧山内町)	(旧北方町)																																		
杉岳中山線	杉岳線 中山牟田線		第2杉岳線(1級) 第2杉岳線(その他)																																		
インター西線	インター西線		北方インター馬神線																																		
インター東線	インター東線		北方インター東線																																		
長谷館線	長谷線	館～大谷線																																			
永尾福和線	下古賀線	北国谷～福和線																																			
岡方大山路線	大山路楠峯線	岡方線																																			
今山馬神線			北方インター馬神線																																		
31	武雄市土地開発公社定款の変更について	<input type="checkbox"/> 郵便貯金法の廃止に伴い、武雄市土地開発公社定款の変更 【第25条第2号】 「郵便貯金または」 <input type="checkbox"/> 削除																																			